

# 平成29年度 事業計画

公益社団法人 愛知県安全運転管理協議会

# 平成29年度 事業計画

## 基本目標

企業一体となった 安心・安全活動を推進して

地域社会に貢献しよう

## 業務重点

- 1 組織をあげた安全運転管理の推進
- 2 通勤時のマイカー事故防止対策の推進
- 3 地域等と連携した安心・安全活動の推進
- 4 ハイレベルな交通安全意識と運転行動の促進

## 業務重点の推進

### 1 組織を挙げた安全運転管理の推進

#### (1) 組織的な安全運転管理の推進

ア 安全運転管理制度の再点検を行い、事故抑止に向けた新たな管理システムの導入などにより安全運転管理体制の充実強化を図る。

(ア) 企業のリスクマネジメントシステム

- ・ 国際規格IS039001（規格名・道路交通安全マネジメントシステム）の資格取得
- ・ ドライブレコーダーやテレマティクスの導入による管理

(イ) リスクとエコの“見える化”

イ 安全運転管理の年間計画及び交通事故抑止の数値目標を設定し、組織的な活動を推進する。

「2017年 安全運転管理年間計画表」（機関誌AAKK 平成29年新年号付録）を活用する。

ウ 安全運転管理の日を設定し、安全運転管理活動を展開する。

毎月1日を「安全運転管理の日」に設定し、事業所一体となった安全運転管理活動を展開する。

エ DVD等を活用した交通安全講習会、事故防止検討会の開催など、安全教育の充実により交通安全意識を浸透させる。

オ 参加・体験・実践型の交通安全活動を推進する。

(ア) 交差点の通行方法の周知に向けた交通安全教室の開催

(イ) KYT活動（危険予知トレーニング）の推進による危険回避能力の向上

(ウ) シートベルトコンビンサー体験等による全席シートベルト着用の徹底

(エ) 運転適性検査、実車や運転シミュレーターを活用した個別指導の徹底

カ 恒常的な安全指導を推進する。

(ア) 朝礼時の3分間スピーチやヒヤリハット体験発表の励行

(イ) 防衛運転の励行

- ・ 自分も他人も、「事故を起こさない」「起こさせない」「巻き込まれない」運転に努める。
- ・ 「“だろう”運転」ではなく、危険を予知した「“かもしれない”運転」を心掛ける。

- (ウ) 社内放送等を活用したタイムリーな交通安全一口広報の励行
  - (エ) 広報誌、チラシ等による安全情報の共有化
  - (オ) エコドライブ活動の推進
- キ 各種表彰制度を効果的に活用して安全運転意識の高揚を図る。  
ドライバークラブ表彰制度の積極的な活用

## (2) 道路交通法の一部改正の周知徹底(平成29年3月12日施行)

- ア 高齢運転者に係る臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習制度の導入
- イ 準中型自動車区分の新設

## (3) 安全運転管理モデル事業所活動等の推進

警察署長・地区協議会長連名による「安全運転管理モデル事業所」の委嘱を行い、事業所内におけるきめ細かい安全運転管理・指導教育の充実、全席シートベルト着用、交通安全スリーS運動の徹底、夕暮れ時の早めのライト・オン運動、夜間におけるハイビーム運動の推進、自転車の安全利用の促進などを計画的に推進して安全意識の高揚と交通事故の抑止を図り、その結果を他の事業所に普及させる。

- ア 委嘱期間 委嘱の日から平成30年3月31日(土)まで
- イ 委嘱予定数 警察署長及び地区協議会長が協議して決定する。
- ウ 推進資料の配付
  - (ア) 安全運動管理モデル事業所の手引き
  - (イ) 安全運動管理モデル事業所看板
- エ 活動状況は、機関誌AAKKを活用して紹介する。
- オ 地区協議会毎に活動事例発表会の開催に努める。
- カ 県安管で施策評価を行い、優秀事業所を表彰する。

## (4) 安全運転管理者等に対する安全運転管理能力向上対策の推進

- ア 道路交通法等の規定に基づき、愛知県公安委員会から委託を受けて実施する法定講習(安全運転管理者講習及び副安全運転管理者講習)は、警察本部交通部交通総務課(以下「本部交通総務課」という。)及び警察署交通課との緊密な連携の下に全員受講を促進し、安全運転管理能力の向上及び業務の充実強化を図る。
- イ 事故実態に応じた指導が行えるよう、交通事故の発生傾向や特徴を捉えた分析資料等を提供する。
- ウ 安全運転管理者等を安全運転中央研修所において研修させ管理能力の向上を図る。

## (5) 交通死亡事故等重大事故発生時における対策

- ア 現場の確認や警察署等の関係機関・団体と必要な情報交換を行い、原因究明を図る。
- イ 事業主が中心となった企業一体の再発防止検討会や関係機関・団体の指導助言に基づいた再発防止対策を全社規模で計画し、実践する。

## (6) 安全運転管理者未選任事業所の発見、選任及び入会の勧奨

- ア 県警察と連動し、安全運転管理者等未選任事業所の発見活動において四半期毎に優秀な成績を収めた地区協議会を表彰し、未選任事業所の一掃を図る。
- イ 本部交通総務課及び警察署交通課と連携し、安全運転管理者選任事業所に対しては、パンフレット『「安全運転管理者制度」のあらまし』などを活用して地区協議会への入会を勧奨する。
- ウ 管理車両5台未満で安全運転管理者を選任する法的義務のない事業所に対しても、趣旨を説明して入会を呼び掛け、入会した事業所は準会員として会員と同等に処遇する。

## (7) 夕暮れ時及び夜間対策の推進

交通死亡事故が多発する夕暮れ時及び夜間を重点とした対策を推進する。

### ア ライト・オン運動の推進

夕暮れ時に運転者の視認性の向上を図り、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせるため、早めのライト点灯運動を推進する。

### イ 夜間ハイビーム運動の推進

- (ア) 夜間において歩行者等を早期に発見するため、対向車・前車がある時を除いてハイビームを徹底する。
- (イ) ロービーム照射距離は約40m、ハイビームは約100mであることを周知する。

### ウ 反射材用品等の着用促進

反射材用品の着用は、高齢者に限らず幅広い世代にわたって高い効果が認められることから、反射材用品の広報啓発キャンペーン等に積極的に参加するなど、関係機関等と連携して反射材用品等の着用を促進する。

## 2 通勤時のマイカー事故防止対策の推進

### (1) マイカーの掌握と指導の徹底

- ア マイカー保有者を確実に掌握し、運転免許証、車検証、保険加入状況等を確認する。

イ ルールを「守らせる指導・教育」からルールが「守られる指導・教育」へと、自主性を尊重した手法への転換を図るなど、より効果的な交通安全指導・教育を推進する。

ウ マイカー通勤者に通勤経路マップを作成・提出させて検討を行い、これに基づいた指導を行う。

エ 「通勤事故防止3か条」を指導する。

- ① 10分早めの出勤
- ② 抜け道・近道をしない。
- ③ 通勤時に急がない。

オ その他の指導事項

- ① タイヤ、車両の整備、反射材の貼付状況等の点検を実施する。
- ② 出・退社時の機会を捉えて全席シートベルトの着用指導を行い、習慣化を図る。
- ③ 運転中の携帯電話使用禁止を徹底する。
- ④ 信号機のない交差点でも確実に停止又は徐行して安全を確認することを徹底する。
- ⑤ 夜間の通常走行の基本はハイビームであることを徹底する。
- ⑥ 長期休暇中に長距離運転を計画している者に対して個別具体的な指導を行う。
- ⑦ 期間工やアルバイト、派遣社員等に対しても指導を徹底する。

## (2) ドライバークラブの結成と活動の強化

ア ドライバークラブの運営については、クラブ員で選出したリーダーの統率の下に組織的な活動を推進する。

イ ドライバークラブによる自主的な交通安全活動を計画し、実行する。

ウ 事業主等は、ドライバークラブの活動を促進するため、リーダーに対する指導助言など積極的な支援を行う。

エ 優良運転者の表彰(ドライバークラブ表彰等)を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図る。

オ ドライバークラブ未結成の事業所に対して積極的な指導と助言を行い、結成を図る。

カ 自転車通勤者のグループ化を図り、ドライバークラブに準じた指導を行う。

## (3) 高齢者の事故防止対策の推進

ア 高齢従業員に対する運転シミュレーターを活用した交通安全教育、ドライブレコーダーを活用したシニアドライバーズスクールの実施などを通じて安全運転を確保する。

イ 一定期間に複数回の交通事故の当事者となった高齢者については、その健康状態等を踏まえた交通安全教育を実施する。

ウ 加齢に伴う身体機能の変化や夜間等に潜む危険性を理解させるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

エ 運転に問題のある高齢者には、運転免許証の自主返納を促す。

オ 高齢者の行動特性に関する教育を行い、高齢者及び高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を徹底させる。

#### (4) ヤングドライバー等に対する安全教育の強化

新入社員等に対して、企業人としての運転マナーの確立を図る。

ア 人や環境に優しい運転の徹底

ドライバーの基本的な心構えとして「人や環境に優しい運転」を徹底する。

○ 人に優しい運転

- ・ 気くばり、目くばり、思いやりの気持ちで運転を励行する。
- ・ 子供や高齢者等の交通弱者を交通事故から守る運動を励行する。

○ 環境に優しい運転

- ・ エコドライブを励行する。
- ・ 騒音を出さない車両整備を励行する。
- ・ 暴走運転を追放する。

イ その他の対策

- ・ 新入社員に対する運転適性検査を実施する。
- ・ ライダースクール等の実技指導を主体とした交通教室を開催する。
- ・ 二輪運転者のクラブ結成と自主的な安全活動を促進する。
- ・ 「エコ&セーフティー100日間無事故・無違反運動」に積極的に参加する。
- ・ 運転技術の向上を目指して安全運転実技研修施設で訓練を行う。

#### (5) 被害軽減対策の推進

ア 全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい使用を推進する。

イ 二輪車運転者に対し、正しいヘルメットの着用及び各種プロテクター、エアバッグジャケットの着用を促進する。

ウ 自転車利用者のヘルメット着用を促進する。

#### (6) 飲酒運転等根絶対策の推進

ア 飲酒運転根絶に向けた職場環境の構築

(ア) 職場内に飲酒運転根絶ポスター等の掲示、飲酒運転根絶を目指した各種イベントを開催するなどにより、飲酒運転を絶対に許さない職場環境を構築する。



(イ) 飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

(ウ) 飲酒運転根絶宣言を実施して、一人ひとりの強い規範意識を確立する。

イ 飲酒運転を助長する環境の根絶

(ア) 飲酒を伴う会合の届け出と事前指導を徹底する。

- ・ キーの保管・管理を行う。
- ・ ハンドルキーパーの指定と実践を徹底する。
- ・ 運転代行サービスの利用を促進する。
- ・ 二日酔いでの運転を絶対にしないことを徹底する。

(イ) 飲酒運転周辺三罪（酒類提供・車両提供・同乗）の根絶運動を推進する。

ウ 危険ドラッグ使用運転の根絶

危険ドラッグを使用した上で車両等を運転することの悪質性・危険性を周知徹底する。

## (7) 自転車の安全利用の促進

ア 従業員に対して、自転車は「車両」であることの認識を徹底させる。また、交通の危険を生じさせるおそれのある行為を反復して行った自転車利用者に対する自転車運転者講習制度を周知するなどにより、危険運転を排除する。

イ 自転車利用者に対し、次の「自転車安全利用五則」を周知して安全利用を促進する。

- ① 自転車は車道走行が原則、歩道走行は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

ウ 事業所レベルで自転車安全利用教室を開催し、乗車用ヘルメットの着用及び幼児用座席でのシートベルト着用の促進を図る。

エ 反射材の有効性を知らせる広報・啓発活動を実施し、反射材用品の自発的な着用を推進する。

オ 自転車による交通事故により生じた損害を賠償する保険等への加入促進を図る。



## (8) 交差点の通行方法の周知に向けた交通安全教育の推進

- ア 事業所が主体となり、従業員の家族を含めた幅広い年齢層に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を開催する。
- イ 交通安全教育チーム「あゆみ」等を活用した、参加・体験・実践型の女性交通安全教室を開催する。

## 3 地域等と連携した安心・安全活動の推進

### (1) 交通安全運動の推進

#### ア 各季の交通安全運動

各季の交通安全運動に際しては、事業主自ら参加し、立て看板の掲出や広報資料の作成配布等、警察、関係機関・団体及び地域住民と連携した活動を展開する。また、機関誌AAKKを活用した広報啓発活動を積極的に推進する。

- 春の全国交通安全運動 4月6日(木) ～ 4月15日(土) (10日間)  
(県内一斉大監視 4月10日(月)午前7時～9時の間)
- 夏の交通安全県民運動 7月11日(火) ～ 7月20日(木) (10日間)  
(県内一斉大監視 7月14日(金)午前7時～9時の間)
- 秋の全国交通安全運動 9月21日(木) ～ 9月30日(土) (10日間)  
(県内一斉大監視 9月25日(月)午後4時～6時の間)
- 年末の交通安全県民運動 12月1日(金) ～ 12月10日(日) (10日間)  
(県内一斉大監視 12月5日(火)午後4時～6時の間)

#### イ 交通安全強調の日

各季の運動とは別に、交通安全意識の高揚を図る交通安全活動を積極的に推進する。

- 交通事故死ゼロの日 毎月10日、20日、30日  
4月10日(月) 全国一斉『交通事故死ゼロを目指す日』
- 高齢者を交通事故から守る日・週間 毎月30日(2月は末日)  
高齢者交通安全週間 9月14日(木) ～ 9月20日(水)
- 自転車・二輪車の安全利用
  - ・ 自転車・二輪車安全利用の日 毎月10日
  - ・ 自転車安全利用月間 5月
  - ・ バイクの日 8月19日(土)

## ウ 交通安全スリーS運動の推進

交通事故を未然に防ぐために必要な要素である「S t o p、S l o w、S m a r t」の頭文字をとり、愛知県交通安全推進協議会で提唱されている「交通安全スリーS運動」の盛り上げとその実践を促す取組を促進する。

### (ア) Stop (ストップ)

赤信号は確実に停止する。一時停止の場所では自転車も必ず止まり、横断歩道や交差点では歩行者優先を徹底し、歩行者も道路を横断する時は左右を確認してから手をあげて渡る。更に、飲酒運転の根絶を徹底する。

### (イ) Slow (スロー)

子どもや高齢者を見かけたら速度を落とすなど、速度を控えてスローな運転を心掛ける。特に、見通しが悪い交差点では徐行を徹底する。

### (ウ) Smart (スマート)

全ての人に対する思いやりを持った運転と、運転中のスマートフォン等は絶対に使用しないなどスマートな運転をする。更に、シートベルトの全席着用を徹底する。

## エ ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)

- 点灯時刻の目安(日没時刻のおおむね1時間前)
- 県内一斉ライト・オン関所 9月22日(金) 午後5時から30分間

## オ ハンド・アップ運動

本県の交通事故死者数のうち、道路横断中の歩行者の死亡事故が非常に多い。

そこで、道路を横断する時、歩行者はドライバーに横断する意思を明確に示すために手を挙げ、ドライバーは歩行者に思いやりの気持ちを持って停止する。歩行者はドライバーに対し感謝の気持ちを言葉や動作で表して横断する。こうした歩行者とドライバーが横断時に意思疎通を図る横断方法であり、道路横断中の事故防止を目的としている。

- 歩行者は、手をあげドライバーに横断することをアピールする。
- ドライバーは、人優先の心と思いやりの気持ちをもって、横断者の手前で止まる。
- 歩行者は、ドライバーに目と目を合わせて感謝の気持ちを伝える(アイ・コンタクト)。

## カ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動

～「カチッと100!」を合言葉に、着用率100%をめざして～

「全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動」は、シートベルト・チャイルドシートの着用率100%を目指すとともに、正しい着用を徹底するため、次の運動を展開する。

○ シートベルト・チャイルドシートの日 毎月20日

○ シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

- ・ 2月11日(土)～2月20日(月)
- ・ 6月11日(日)～6月20日(火)
- ・ 11月11日(土)～11月20日(月)

○ 県下一斉シートベルト・チャイルドシート関所

- ・ 2月20日(月) (午前8時～10時までの内の1時間)
- ・ 6月20日(火) (午前8時～10時までの内の1時間)
- ・ 11月20日(月) (午前8時～10時までの内の1時間)

#### キ 飲酒運転の根絶

○ 飲酒運転根絶の周知徹底と広報啓発

「飲酒運転四(し)ない運動」を実践する。

- ・ 運転するなら酒を飲まない。
- ・ 酒を飲んだら運転しない。
- ・ 運転する人に酒をすすめない。
- ・ 酒を飲んだ人に運転させない。

○ 飲酒運転を根絶する環境の醸成

事業主、安全運転管理者等が中心となって、飲酒運転を根絶する職場環境の醸成を図る。

- ・ 飲酒を伴う会合には車を運転して行かないよう指示と徹底を図る。
- ・ ハンドルキーパー運動の推進や運転代行サービス等の利用を促進する。

○ 飲酒運転根絶の日・飲酒運転根絶強調月間

- ・ 飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日
- ・ 飲酒運転根絶強調月間 12月

## (2) 街頭活動等の推進

ア 地域や警察署等の関係機関・団体と連携し、各季の交通安全運動、交通事故死ゼロの日などを中心に、積極的な交通安全立哨活動、交通安全キャンペーン等を推進する。

イ 交通安全立哨活動に学童横断場所を設定し、通学保護にも配慮する。

ウ 地域住民との交流会を開催する。

エ 他地区事業所の視察、社会見学、研修会等を実施する。

### (3) ボランティア活動の推進

- ア ドライバークラブ員等による駐車場周辺道路や道路標識、カーブミラーなどのクリーン作戦を実施する。
- イ 事業所一体となった子どもや高齢者等交通弱者を守る交通安全ボランティア活動を実施する。
- ウ 名刺の裏面にボランティア活動を記載した“名刺裏面作戦”を推進する。

### (4) 赤色回転灯の設置促進

交通事故抑止はもとより、街頭犯罪抑止に効果が認められる赤色回転灯を設置し、従業員の交通事故防止意識の高揚と地域の安心・安全に寄与する。

## 4 ハイレベルな交通安全意識と運転行動の促進

### (1) 3S+3Hの実践

- ア 交通安全スリーS運動の推進  
交通事故を防止する基本運動である「交通安全スリーS運動」を企業・事業所内で推進し、その実践と浸透を図る。
- イ 「ハイビームが基本」の徹底  
夜間の通常走行の基本はハイビームであることを徹底し、実践させる。
- ウ 「ハンド・アップ運動」の推進と「反射材の着用」  
事業所の従業員が歩行中又は自転車乗用中に事故に遭う事例が見られる。このため、「ハンド・アップ運動」及び「反射材の着用運動」を推進し、ドライバーと交通弱者の双方の立場を踏まえた安全意識の高揚を図る。

### (2) 思いやり意識の高揚

- ア 子どもや高齢者を見かけたら、速度を落とすなどの「思いやり運転」を実践し、特に生活道路においては心にゆとりを持ち、人優先の運転に徹するよう指導する。
- イ 職場では、子どもと高齢者の行動特性に関する教育を行い、これら交通弱者に対する保護意識を醸成して安全運転を徹底する。
- ウ 新入社員に対する交通安全教育や人間教育を通じて思いやりの心を植え付ける。
- エ 高齢運転者標識を表示している自動車の保護義務を周知徹底する。

### (3) 交通マナー向上活動の推進

ア 制限速度を守り、交通ルールを遵守し、他車の模範となる運転を実践する。

イ 無理な交差点への侵入、頻繁な進路変更、急ブレーキ・急ハンドル等危険性・迷惑性の高い運転を排除する。

ウ ドライバー、自転車利用者が守るべき5つの心得を示した「交通マナー向上五則」の周知と実践を図る。

「交通マナー向上五則」 ～危険な運転を追放し、交通マナーを高めよう～

- ① 正しい合図による右左折や車線変更
- ② 車線変更は適切かつ必要最小限度
- ③ 黄色信号は原則ストップ
- ④ 横断歩道は横断者優先
- ⑤ 歩道は歩行者優先、自転車は徐行

# 一般業務の推進

## 1 会議等

### (1) 社員総会

事業計画・予算、事業報告・決算及び本会運営上の重要な事項を審議する。

### (2) 理事会

会務の執行に関する事項、総会に付議すべき事項などについて審議する。

### (3) 会長・副会長会議

本会運営の重要事項を協議する。

### (4) 会長報告

各四半期毎に業務の推進状況を報告し、本会の適正かつ円滑な運営に資する。

### (5) 安全運転管理事務担当者連絡会議

事務処理の効率化を図るため、地区協議会事務担当者を集め、「全体会議」を開催する。

### (6) その他

上記のほか、緊急に処理しなければならない事案が発生した場合には、臨時に会議を開催する。

## 2 警察、県・市町村及び関係機関・団体との連携強化

県安管は、警察、県・市区町村、地区協議会、(一財)愛知県交通安全協会等の交通安全関係機関・団体との連携を強化し、交通事故の防止に取り組むために必要な安全運転管理等に係る情報の共有化を図る。また、県安管は、全国はもとより中部管区内の安全運転管理協議会等とも連携して安全運転管理活動の向上を図る。

なお、このために必要な情報交換や会議を定期的に行う。

### 3 機関誌の編集発行

安全運転管理対策、調査研究結果、安全教育資料、安全運転管理モデル事業所活動及びドライバークラブ等の事業所の活動状況並びに地区協議会の活動状況などを掲載した機関誌AAKKを編集発行して安全運転管理情報の共有化を図る。

### 4 調査研究

警察本部交通部の交通事故関係データを分析検討して機関誌AAKKに掲載する。また、地区協議会長等に配布し、安全運転管理業務の資料として活用する。

### 5 諸帳票の作成

安全運転管理業務を円滑に推進するため、必要な諸帳票を作成して配布する。

#### (1) 無料で配布するもの

- ア 優良運転者の表彰推薦に伴う諸用紙
- イ ドライバークラブ員の表彰状、ステッカー
- ウ 『安全運転管理の基本』
- エ 『「安全運転管理者制度」のあらまし』

#### (2) 実費で斡旋するもの

- ア 交通安全運動用の立看板
- イ 運転適性検査用紙（警察庁方式K-2型）
- ウ 優良ドライバー表彰メダル
- エ 広報資料等

### 6 i（アイ）ネットによる交通情報等の提供

本部交通総務課と協力・連携してiネットシステムの普及促進を図り、交通情勢に対応したホットな交通情報などを広く提供する。



## 7 交通安全教育用ビデオ・DVDの貸出

会員事業所の従業員に対する交通安全教育に活用する交通安全教育用ビデオ及びDVDを整備し、会員事務所への無料貸出しを実施する。

## 8 運転適性検査指導者講習会の実施と指導

事務所で運転適性検査を実施する指導者を養成するため、10月初旬に本部交通総務課等と連携して「運転適性検査指導者講習会」を開催する。

講習終了者には、警察本部長の「運転適性検査指導者資格者証」を交付する。

資格者は、事業所においてドライバーに対する運転適性検査を積極的に行い、検査結果に基づき個別指導を実施する。

## 9 エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動の実施

会員事業所のドライバークラブ等を対象に、夏の交通安全県民運動初日（7月11日(火)）から10月18日(水)までの100日間、「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」を実施して、達成したチームを表彰、個人に記念品を贈呈する。

## 10 表彰

### (1) 優良ドライバー表彰（通年表彰）

ア 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰

(ア) 優良運転者 特賞 500名位

(イ) 優良運転者 金賞 500名位

イ 警察署長・地区協議会長連名表彰

優良運転者 銀賞 500名位

ウ 事業所の長の表彰

優良運転者 銅賞 1,000名位

### (2) 愛知県交通安全推進協議会長表彰（県知事・1月表彰）

ア 交通安全功労者 1名

イ 優良安全運転管理協議会 2協議会

ウ 優良安全運転事業所 3事業所

**(3) 全日本交通安全協会会長表彰（1月表彰）**

ア 交通栄誉章

(ア) 緑十字	金章	1 名以上
(イ) 緑十字	銀章	2 名以上
(ウ) 緑十字	銅章(9月表彰)	3 名以上

イ 優良安全運転管理協議会	1 協議会
ウ 交通安全優良事業所	6 事業所

**(4) 愛知県警察本部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰（5月表彰）**

ア 優良安全運転管理協議会	5 協議会
イ 優良安全運転管理指導者	10 名
ウ 優良安全運転管理者等	160 名
エ 交通安全優良事業所	160 事業所
オ 優良自動車運転者	160 名

**(5) 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長連名表彰（5月表彰）**

ア 優良安全運転管理協議会	3 協議会
イ 優良安全運転管理者等	14 名
ウ 交通安全優良事業所	12 事業所

**(6) 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰（12月表彰）**

エコ&セーフティー100日間無事故・無違反運動	達成チーム
	個人 記念品

以上、表彰受賞者の推薦及び事務を処理する。

# 法定講習

愛知県公安委員会から委託を受け、道路交通法第108条の2の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者の法定講習を次のとおり実施する。

## 1 実施期間及び回数

- (1) **安全運転管理者講習** **59回**  
平成29年5月下旬～同年12月中旬までに、地区単位で開催する。
- (2) **副安全運転管理者講習** **11回**  
平成30年1月中旬～同年3月上旬までに原則としてブロック単位で開催する。

## 2 講習受講率の向上

未受講者に対する再通知を徹底するなど警察署交通課との連携により、講習受講率の向上を図る。

## 3 講習内容の充実

警察本部交通部をはじめとする関係機関、団体等との連携及び情報共有により、講習テキストの内容の充実を図る。

専門的知識を有する部外講師に対しても、交通情勢の変化等に関する情報提供を行い、効果的な講義となるよう講義内容の質的向上を図る。

## 4 講習時間割

### (1) 安全運転管理者

時 間	科 目	講 師 等
9:30 ~ 10:00	受 付	
10:00 ~ 10:10	講習スケジュール説明、連絡	(公社)愛知県安全運転管理協議会
10:10 ~ 10:30	開講あいさつ	・所轄警察署長 ・地区協議会長 等
10:30 ~ 11:20	管内の交通事故の現況と対策	所轄交通課長 等
11:20 ~ 12:00	安全運転管理業務のあり方	(公社)愛知県安全運転管理協議会
12:00 ~ 13:00	休 憩	
13:00 ~ 15:00	安全運転管理講話	部外講師
15:10 ~ 15:35	視聴覚教養(DVD)	(公社)愛知県安全運転管理協議会
15:35 ~ 17:00	選任事業所の交通事故発生状況等	(公社)愛知県安全運転管理協議会

### (2) 副安全運転管理者

時 間	科 目	講 師 等
12:10 ~ 13:00	受 付	
13:00 ~ 13:10	講習スケジュール説明、連絡	(公社)愛知県安全運転管理協議会
13:10 ~ 15:00	安全運転管理講話	部外講師
15:00 ~ 15:40	視聴覚教養(DVD)	(公社)愛知県安全運転管理協議会
15:40 ~ 17:00	選任事業所の交通事故発生状況等	(公社)愛知県安全運転管理協議会

## 5 講師とメインテーマ

### (1) 講師

#### ア 愛知県弁護士会

(ア) 弁護士	宮寄 良一 氏
(イ) 弁護士	中根 克弘 氏
(ウ) 弁護士	西脇 明典 氏
(エ) 弁護士	堀江 亮介 氏
(オ) 弁護士	清水 誠治 氏

#### イ 交通評論家

矢橋 昇 氏

#### ウ 椙山女学園大学 文化情報学部

教授 谷口 俊治 氏

#### エ キムラユニティー(株)カスタマーサービスセンター

交通心理士 大澤 剛 氏

#### オ (株)スポーツマックス

スーパーバイザー 加藤 一幸 氏

#### カ 日本ガイシ(株)

産業医 中元 健吾 氏

#### キ (一社)日本自動車連盟 愛知支部

寺本 浩 氏

#### ク 中日本高速道路(株) 名古屋支社

宮部 敬治 氏 他

#### ケ 金城学院大学 非常勤講師

小嶋 理恵 氏 他

### (2) メインテーマ

企業における安全運転管理業務のあり方